



江南市政レポート

平成28年を迎えて

皆様におかれましては、つつがなく新しい年をお迎えのこととお慶び申し上げます。

さて、今年の干支（えと）は丙申（ひのえさる）です。

干支は、十干（甲・乙・丙・丁・戊・己・庚・辛・壬・癸）と十二支（子・丑・寅・卯・辰・巳・午・未・申・酉・戌・亥）を組み合わせた60を周期とする数詞です。阪神甲子園球場は1924年の甲子の年に完成したので名付けられ、672年の壬申の乱や1868年の戊辰戦争もその年の干支から付けられました。暦以外にも、時間、方位、角度などに用いられています。時間の「正午・午前・午後」、地球の「子午線」、などは今も使われています。

干支は本来動物とは関係なく、字の読めない庶民にもわかりやすいよう動物（十二獣；鼠・牛・虎・兎・竜・蛇・馬・羊・猿・鶏・犬・猪）と結びつけられ、広がったと言われています。十二支と十二獣の結びつきは2000年以上前からあるようです。申の字には、猿が割り当てられました。

申（さる）は、「病や厄が去る」につながり、縁起の良いものとして、各地の神社仏閣などで猿が祭られています。そして、申年は「良いことや幸せがやってくる年」とも言われています。

また、「申年に赤い下着を贈ると病が治る」や「申年に贈られた下着を身に着けると元気になる」などの言い伝えが、各地にあるそうです。

この新しい年がより良き年になりますよう心より祈念いたしまして、私からの年頭のごあいさつとさせていただきます。



澤田市長へ要望書を提出しました

12月24日に、平成28年度の江南市の予算編成に向けて、江南市議会江政クラブとして53項目からなる要望書を、澤田和延市長へ提出しました。

澤田市長の掲げる改革の政策化とその早期実現のため、厳しい財政状況を踏まえながらも、市民の皆様の期待と信頼を形にするため、より効果的な予算措置を講じて欲しいと要望しました。

また、バックパネルはこの日の前日に納品されたもので、この前で撮った最初の写真となりました。



12月定例会が開催されました

11月26日(木)～12月16日(水)の会期で江南市議会12月定例会が開催され、その中で18名の議員が一般質問を行いました。一般質問とは、市政の執行の状況、将来の方針、政策の提言、問題点などを、市へ聞いたり、伝えたりすることです。質問の範囲は、市の行財政全般から地域での生活に密接している事項など多岐にわたり、皆様の声を市へ伝える大切な場です。



<私の一般質問の主な内容>

1. 防災行政について

(1) 災害時における飲料水及び食料の確保について

水道事業では事業継続計画(BCP)策定事業費の作業を進めています。その中で大規模な地震災害発生直後の対応について、どのように考えているか尋ねました。

水道事業では、南海トラフ巨大地震の理論最大震度6弱により、停電や管路被害などで3日間の断水が起こることを想定しています。

この3日間は、災害拠点病院の江南厚生病院と小中学校などの避難所・避難地を「応急給水施設」とし、下般若配水場および後飛保配水場配水池の約12,200立方メートルの水を給水車で運搬し、給水します。

水道管の復旧は、4日目以降仮設給水所を拡大していき、28日目までには各家庭での給水ができるよう計画しています。



(2) 災害時におけるごみ処理について

広報11月号で「災害時における廃棄物の処理等に関する協定を締結しました」という見出しの記事が載っていました。その協定の概要を尋ねました。

大規模災害が発生した場合、災害廃棄物の処理を訂正かつ迅速に進めるため、8月24日に一般社団法人「愛知県産業廃棄物協会」との間でこの協定を締結しました。

この協定は、地震や風水害などの大規模災害が発生した場合に、この協会に対して、がれきや生活ごみなどの災害廃棄物の撤去・収集・運搬・分別および処分について協力を要請することができるという内容です。



(3) 福祉避難所について

本年9月、愛知江南短期大学内に設置している第3子育て支援センターが、乳幼児向けの福祉避難所である「こーたん避難所」として利用できるようになりました。

高齢者および障がい者向けの福祉避難所の準備状況について尋ねました。

高齢者向けで3法人9施設、障がい者向けで3法人6施設の利用ができます。

受け入れ可能な人数(介護者となる付き添いの方ひとりを含む)は、高齢者向けで218名、障がい者向けでは120名です。今後も拡大に向け、積極的に働きかけていきます。

2. 教育行政について

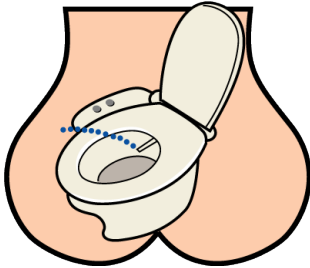
(1) 学校現場における業務改善のためのガイドラインについて

このガイドラインは、教員が子どもと向き合える時間の確保を目的として、学校現場における業務改善の実態を把握する調査結果の概要とともに、業務改善に対する支援を行う上での基本的な考えを示したものです。教育委員会の今後の方針を聞きました。

地域との協働の推進による学校を応援・支援する体制づくりを進めることで、教員が子どもと向き合う時間の確保につなげていきます。今後も、教員一人一人が持っている力を高め、発揮できるよう、ガイドラインの内容を理解・検討するとともに、さらに、市費による人的支援などの学校に向けての支援を強化していきます。

(2) 小・中学校のトイレについて

小・中学校の子ども用トイレに洋式便器の数が少ない学校があります。大規模改造工事を待っているだけでは、トイレの洋式化は進みません。シャワー付きも含めたトイレ部分のみの改造工事も視野に入れた方法も検討する必要があります。今後の予定を尋ねました。



大規模改造工事は非常に多額の費用を要することから、国の交付金等で実施しています。シャワー付きを含めたトイレ部分のみの改造工事においても、同様に国の交付金の状況をみながら、計画を検討していきたいと考えます。

※各家庭にも当たり前にあるようになってきたシャワー付き温水洗浄式トイレを、早期に学校へ設置することを願いました。

3. 経費削減および財源確保に対する取り組みについて

(1) 電力自由化について

保育園や小・中学校など 29 施設を対象に、平成 25 年 1 月から新電力（エネット）への切り替えが行われました。それにより電気料金がどの程度削減できたかを尋ねました。

電気料金の削減は、平成 24 年度（1 月～3 月の 3 か月間）は約 58 万円、25 年度は約 233 万円、26 年度は約 621 万円、27 年度は 9 月末現在（4 月～9 月の 6 か月間）で約 330 万円、合計すると 1240 万円以上の削減となりました。

(2) ふるさと納税について

今まで以上に江南市を応援したいとの気持ちの市民に応える意味からも、市民からの寄附者に対しても記念品を贈ることを提案しました。

ふるさと寄附は、市は寄附者の志に応えられる政策を、寄附者は市への関心と参加意欲を高め、共に高め合う関係を築く契機ともなり得ます。この意義は寄附者が市民であっても同じです。市内の寄附者の方に対しても、記念品を贈呈する方向で検討します。

(3) 広告について

防災センターの外壁面などに民間の広告を出すことは、財源確保の手段として有効と考えられます。市の公共施設へ広告物が設置できるような江南市屋外広告物条例制定の検討を提案しました。

屋外広告物の規制は、良好な景観を形成し、風致を維持し、公衆に対する危害を防止するという観点から、愛知県屋外広告物条例により必要な規制を行っています。江南市屋外広告物条例を制定したとしても、禁止区域等に関する県条例と同様の規制は必要となると考えられ、その中でどういう施設を禁止地域にしていくのか検討を行うこととなります。



※広告という切り口から入りましたが、これをきっかけとして市の景観についても考えていきたいと思えます。そして、(1) 景観行政団体への移行、(2) 景観計画の策定、(3) 屋外屋外広告物条例の制定という手順で、私も市と一緒に取り組んでいきたいと思っています

AEDの設置について質問しました

12月定例会において、初めての議案質疑をしました。議案質疑とは、市が上程した議案について、質問をすることです。今回は一般会計補正予算のAED設置事業について聞きました。

今回、市では5つの交番を含む37の公共施設への設置を決め、民間なども含めると市内173か所にAEDが設置されます。

AED（自動体外式除細動器）は、電極のついたパッドを直接胸に貼ると、自動的に心臓の状態を判断し、もし心臓が細かくふるえて血液を全身に送ることができないようであれば（心室細動）、電気ショックを与えて、心臓のはたらきを正常に戻す機能を持っています。



(1) 公共施設設置の理由

犬山市ではコンビニに設置を決めました。なぜ、多くの議員が提案したコンビニではなく、公共施設への設置を決めたのかを尋ねました。

市では「公共施設へ行けばAEDがある」状況にします。さらに、AEDが使えるように、公共施設の職員に対し救命講習を受けさせます。

※犬山市のホームページには「コンビニではAEDを受け渡すだけで、使うのはあくまで市民のみなさん」と載っています。公共施設の職員が救命講習を受けることには意義があります。

(2) 屋外への設置の理由

市内の小・中学校 15校では、AEDの設置場所を「校舎内から屋外」へ変更します。その理由を尋ねました。

市民の方がグラウンドや体育館で活動をしている時に、教職員がいなく、校舎に鍵がかかっていることがあります。その場合でもAEDが屋外にあれば、使用できます。

※小・中学校だけでなく、他の公共施設でも屋外への設置を要望しました。

あいさつ状の禁止について

議員は、年賀状や暑中見舞状などのあいさつ状を、自分の選挙区域内の方に対して出すことができません。私の場合は、江南市内の方へ出すと公職選挙法違反になります。

ただし、いただいた年賀状に対して、自筆による返事を出すことはできます。

◇公職選挙法 第四百七条の二

公職の候補者又は公職の候補者となろうとする者（公職にある者を含む。）は、当該選挙区（選挙区がないときは選挙の行われる区域）内にある者に対し、答礼のための自筆によるものを除き、年賀状、寒中見舞状、暑中見舞状その他これらに類するあいさつ状（電報その他これに類するものを含む。）を出してはならない。

◇市政へ対するご意見、ご要望、ご質問および地域的課題などは下記へご連絡ください◇

藤岡和俊後援会 藤和会（とうわかい）

電話&FAX (0587) 53-4050 〒483-8258 愛知県江南市上奈良町郷11番地1

URL : <http://www.towakai.jimdo.com/> e-mail : kazutoshi_fujioka@yahoo.co.jp